# · 次世代 T 労務月報

2024年 1月号 NO.17

### 発行者・文責



〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電 話:090-2944-6028 FAX:058-227-4742

e-mail: inoue@next21it-sr.com H P: https://next21it-sr.com/



トピックス

◆昨年の御礼と新年のご挨拶

◆被扶養者の収入確認について

◆労務 Q&A(半日有給とその日の労働時間)

◆安全衛生特集⑩ (安全衛生推進者等)

## ●昨年の御礼と新年のご挨拶

#### 新年あけましておめでとうございます。

昨年は会員の皆様のご協力・経営者としての観点からのご指導のお陰 で社労士業としての飛躍の年になりました。

顧客先にて労務の手続きをしている中で算定基礎届による社会保険料の引き上げ、労働保険料の負担増、被扶養者の認定基準にクリーアー出来ない状況等が多々見受けられ、社会情勢の厳しい現状を実感しました。



我々社労士にとっては、経営者の事務手続きの負担減のサポートは当然の任務ですが、 **労使双方が魅力ある企業づくり**に近づけることができるように考案する事が大きな使 命だと思います。

そのために、**助成金の提案及び手続代行等もさせていただいております**ので、積極的に取り組んでいるものを下欄に掲載させていただきます。

まだ、取り組んでいる助成金の種類は少ないですが、今後はもっとレパートリーを増やし、企業が雇用の促進及び企業の発展又は労働者の待遇改善のために取組んでいるものを強化し、更なるプラス α のサービスが実現できるように取り組んでまいりますので宜しくお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

#### 【業務改善助成金】

目 的:中小企業の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度

実 施:事業場最低賃金の引上げ額及び労働者の人数による助成上限額に基づき、 設備投資の4分の3(又は5分の4)を助成金として受給

ポイント:日々の労務管理の徹底(出勤管理・賃金台帳・就業規則等)

実 績:ご依頼件数:9件(6件交付決定済、1件審査中、2件手続き準備中)

#### 【65 歳超雇用推進助成金】

目 的:定年の引上げ又は定年の定めの廃止等により高年齢者の就労機会の確保及 び雇用の安定を図ること

実 施:定年の引上げの年齢及び該当者の人数により助成金として受給

ポイント: 高齢法を満たした就業規則の明確な定め及び周知 実 績: ご依頼件数: 10件(5件交付済、5件手続き準備中) 先般、厚生労働省より「年収の壁・支援強化パッケージ」が示され、「130万円の壁」について特例的な措置として人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする方針が示されました。協会けんぽから毎年事業所へ送られてくる被扶養者状況リスト等の提出にあたって、被扶養者の収入



確認を行った際に、年収が130万円(被扶養者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者の場合は180万円)以上の場合であって、人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に収入が増加していることが確認できた場合は、被扶養者状況リストの「変更なし」にチェックをしたうえで、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明を被扶養者状況リスト等と併せて提出することになります。

- 一時的な事情としての認定について(事業主の証明による被保険者認定Q&A抜粋)
- ●今回の措置については、あくまで「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として「連続2回まで」を上限とすること。
- ②事業主の証明を用いて一時的な収入変動である旨を保険者が確認した場合は「1回」 と数えられること。
- ③連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることが「連続2回」になります。被扶養者の収入確認を年1回実施していることを想定し、2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることができること。
  - 労務 Q&A(半日有給とその日の労働時間)
  - Q 午前中に半日有給を消化し、午後から出勤した場合でも事業場の通常の終業時刻 が経過した場合に割増賃金が発生しますか?
  - A 割増賃金の発生はその日の実労働時間のカウントにより判断されます。有給休暇中時間は実労働時間ではないため、午後からの労働開始時刻からカウントして事業場の終業時刻が経過しても、所定労働時間又は変形労働時間制のない事業場の週 40 時間超えがない限りは割増賃金を支払わなくても差し支えありません。但し、労働条件をより良くする意味で割増賃金を支払うことに越したことはありません。
  - 安全衛生特集⑩ (安全衛生推進者等)

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場について、安全衛生推進者 (業種によっては衛生推進者)を選任する必要があります。この選任は、都道府県 労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者(養成講習機関が随時開催)その 他必要な能力を有すると認められる者のうちから行わなければいけません。

受講カリキュラム(安全衛生推進者養成講習の場合:合計 10 時間)			
安全管理	2 時間	健康の保持増進対策	1時間
危険性又は有害性等の調査等	2 時間	安全衛生教育	1時間
作業環境管理及び作業管理	2 時間	安全衛生関係法令	2 時間

※安全衛生推進者を選任しなければいけない業種: 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、自動車整備業、機械修理業、家具・建具・什器等卸売業・小売業、旅館業、ゴルフ場